

WEB広告を活用したサツマイモ基腐病注意喚起業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注するサツマイモ基腐病防除対策事業に係るWEB広告業務の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託者決定後、協議の上、県が作成する。

2 業務委託名

WEB広告を活用したサツマイモ基腐病注意喚起業務委託

3 業務の目的

サツマイモ基腐病の対策には、病気に侵されていない健全な苗の使用と畑における早期発見が重要である。

そこで、県内でサツマイモの栽培を検討している者やインターネットでサツマイモの苗の購入を検討している者を対象に、WEB広告を用いて、サツマイモの苗購入時及び畑における生育初期の注意喚起を行う。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

5 委託業務内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、病気に感染したサツマイモの苗を畑に「持ち込まない」ことに重点をおいた対策の普及に高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画の提案及び実施を行うこと。

また、企画提案書では実施内容、業務フロー、人員配置体制を明らかにし、以下に示した業務が遂行可能であることが客観的に理解できるような内容を示すこと。

なお、「サツマイモ基腐病」及び病気に感染したサツマイモの苗を畑に「『持ち込まない』」ことに重点をおいた対策」の内容を十分理解した上で、全ての業務を行うものとする。

※「サツマイモ基腐病」の概要及び防除方法等については、以下のURLから確認可能。

【千葉県ホームページ サツマイモ基腐病に関する情報】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/shokubo/kansyo.html>

(1) ターゲット

千葉県内に居住する者のうち、以下の者をターゲットとする。

- ア 学童農園、市民農園、家庭菜園等でサツマイモの栽培を検討している者
- イ インターネットでサツマイモの種苗の購入を検討している者

(2) 実施内容

ア (1) のターゲットを対象に、サツマイモの「苗購入時の注意喚起」及び畑における「生育初期における基腐病の早期発見」を促す内容とし、そのために必要な効果的な WEB 広告の企画・制作・運用を行うこと。

イ 複数の広告手法を用いること。

ウ 広告手法については、Google 広告・SNS 広告・YouTube 動画広告などを想定しているが、この限りではない。

エ 広告において、以下の千葉県ホームページへ誘導すること。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/shokubo/kansyo.html>

(3) 掲載期間

4月下旬から7月下旬を目安に、県との協議により定めた期間掲載する。

(4) 効果測定及び打合せについて

ア 効果的に業務を実施するため、5月下旬・6月下旬の少なくとも2回、表示数及びクリック数等の指標を報告すること。

イ アの報告結果をもとに、広告実施にあたっての改善案の提案等について打合せをすること。

(5) 実施記録等の作成・提出

業務完了時、委託業務の事業内容の実施報告書（様式任意）を県に提出すること。

(6) その他留意事項

- ・業務の細部については、別途県と協議の上で決定すること。
- ・成果物がある場合には、千葉県農林水産部環境農業推進課へ納品すること。
- ・運用及び広告等の手続は受託者が行うこと。

6 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

7 著作権等の取扱い

(1) 本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て県に無償で譲渡する。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- (2) 本事業の受託者は、著作権者人格権については、県又は県が指定する第三者に対し、行使しない。県又は県が指定する第三者は、著作権法第20条（同一性保持権）の規定にかかわらず、本用務の遂行に必要な範囲において、目的物の改変を行うことができる。
- (3) 本業務の成果物に、第三者が権利を有する著作物及び知的財産（以下「既存著作物等」という）が含まれる場合は、本事業の受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- (4) 本業務の成果物及びその制作過程で生じた未編集素材の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属する。
- (5) 著作権等に関する紛争が生じた時は、一切を乙の責任において処理するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。
- (6) 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

8 運営及び管理

(1) 業務の実施

本事業の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。

なお、責任者及び担当者等は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含まないものとする。

9 その他事項

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約終了後においても、本業務により知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(3) 談合等及び暴力団排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団排除

に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(4) 事業の再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について、県の承諾なしに第三者に再委託することはできない。

(5) 仕様変更

契約に当たり県と協議の上で、本仕様書の一部を変更する場合がある。

(6) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。